

令和元年度 相談支援部会活動方針

【これまでの経過】

- これまでの相談支援部会で抽出した地域課題とその取組について(H27年度～H29年度)
 - ①「重度の身体障害の入浴手段」→H30年度ワーキングにて、移動入浴制度改正の成果を確認のうえ取扱い終了。制度改正につながった。
 - ②「栃尾の移動手段」→H29年度よりワーキング検討開始。H30年度ワーキングにて一定の取組が完了したため取扱い終了。
 - ③「中之島地域の医療機関での送迎」→個別相談支援における調整・工夫が可能なものとして、部会で方法等を検討のうえ取扱い終了。
 - ④「行動障害がある児童のサービス利用」→H30年度ワーキングにて検討を開始し、取組を継続中。
- H30年度の相談支援部会については情報機能・教育機能の強化を図り、個別相談支援を実施する中での地域課題の捉え方や地域課題の生じる背景等について地域状況と照らし合わせながら、理解を深める活動を部会として実施した。

【今年度の方針】

市内の相談支援従事者が、個別相談支援から確認した地域課題を情報発信・共有し、地域課題の解決に向けた取組を検討する場として部会を実施する。(協議会における相談支援部会の役割)

【具体的活動(取り組み)内容】

- 課題の抽出方法としては、個別相談支援を実施する中での地域状況の確認(課題集約)と情報共有からスタートする。
- 課題集約とピックアップした地域課題の分析・整理に注力し(しっかりと時間をかける)、取り組むべき地域課題や地域課題の分析・整理から必要な取組と効果的なアクションプランを提案できるようにする。